

## 鳥取県みどりの伝道師制度運営要領

### (目的)

第1条 鳥取県内のみどりの愛護活動団体、企業、商店街組織等（以下「活動団体等」という。）が実施する地域の緑を守り育てる緑化活動等（以下「緑化活動等」という。）に対して、緑化の専門的知識、経験等に基づく指導、助言等を行う「鳥取県みどりの伝道師」（以下「伝道師」という。）を派遣することにより、活動団体等の緑化意識の高揚及び緑化技術の向上を図り、地域の緑化活動等の推進を支援することを目的とする。

### (職務)

第2条 伝道師は、活動団体等が実施する緑化活動等において、緑化の指導、助言等を行い、地域緑化活動の展開に協力する（以下、伝道師が指導、助言等を行う緑化活動等を「講習会等」という）。この場合において、その実施内容等については、当該活動団体等の希望に添うとともに、対象の活動状況等に十分配慮したものとする。

### (登録)

第3条 生活環境部長は、本制度に賛同する鳥取県内在住の者で、緑化等に関する知識や経験を有し伝道師に相当と認められる次のいずれかに該当する者を登録する。

- (1) 造園緑化や自然環境分野に関する国家資格を有する者
- (2) 造園緑化や自然環境分野に関する自治体や任意団体が認定する資格を有する者
- (3) 上記の者と同等以上の知識・経験を有すると認められる者

2 伝道師の登録の申請は、随時、「鳥取県みどりの伝道師」登録（変更）申請書（様式第1号）により、行うものとする。

### (変更等の届出)

第4条 伝道師は、登録事項を変更するとき又は登録を辞退するときは、あらかじめその旨を生活環境部長に届け出なければならない。

なお、登録事項の変更の場合は様式第1号を、辞退の場合は様式第2号を提出するものとする。

2 生活環境部長は、前項の規定による届出があったときは、登録事項の変更又は登録の抹消を行うものとする。

### (登録の抹消)

第5条 生活環境部長は、伝道師が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、伝道師の登録を受けたとき。
- (2) 前条第1項の規定による届出を行わなかったとき、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (3) 伝道師としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (4) 病気等により、伝道師としての活動が困難と認められるとき。

### (派遣対象)

第6条 派遣対象となる講習会等は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 活動団体等が鳥取県内において実施する受講者10人以上のもの。ただし、企業、商店街組織等が実施する集客施設又は公共的空間の緑化を目的とするものでまちづくり課長が認めるもの（以下「企業緑化活動等」という。）については最低人数の制限を設けない。
- (2) 本制度の趣旨に沿ったもので、政治、宗教、営利を目的としないもの。
- (3) 派遣を希望する伝道師が所属する団体が行う活動でないこと。

2 伝道師の派遣は、1活動団体等当たり1年度内に5回までとする。

### (派遣手続)

第7条 伝道師の派遣を希望する活動団体等は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに「鳥取県みどりの伝道師」派遣申込書（様式第3号）により、まちづくり課長に申し込むものとする。

2 まちづくり課長は、前項の規定による申込を受けたときは、その内容を確認し、当該申込を

受けた日から14日以内に当該申込をした活動団体等に伝道師の派遣の可否を通知（様式第4号）するものとする。

- 3 まちづくり課長は、前項の規定により派遣決定通知を活動団体等に送付した場合には、その旨を伝道師に通知（様式第5号）するものとする。

（派遣経費）

第8条 県は、予算の範囲内において、活動団体等が実施する講習会等に派遣した伝道師に対し、当該派遣に係る経費（日当、旅費及）を支払うものとする。

また講習にかかる教材費については、まちづくり課が負担する。

ただし、日当については当該派遣当日分のみ、旅費については県内で行われる当該講習会等の活動場所までの往復旅費のみ、教材費については、1活動団体当たり1年度内に1回限り認め、受講者一人当たり1千円までかつ総額3万円までとする。

- 2 伝道師は、講習会等を実施する7日前までに派遣先団体と打ち合わせの上、まちづくり課長に様式第6号により実施計画及び活動に必要な教材等について報告するものとする。

（実施報告）

第9条 伝道師の派遣を受けて講習会等を実施した活動団体等は、「鳥取県みどりの伝道師」派遣講習会等実施報告書（様式第7号）により、当該講習会等を実施した日から14日以内にまちづくり課長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 本要領に関する事務は、まちづくり課において行う。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、活動団体等が実施する講習会等への伝道師の派遣に関し必要な事項は、まちづくり課長が定める。

附 則

この要領は、令和元年7月25日から施行する。

この要領は、令和元年9月5日から施行する。

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

(様式第1号)

「鳥取県みどりの伝道師」登録(変更)申請書

令和 年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

「鳥取県みどりの伝道師」制度に賛同し登録を受けたい(「鳥取県みどりの伝道師」の登録内容に変更が生じた)ので、次のとおり申請します。

なお、本申請書に記載した内容は、公開されても差し支えありません。

ふりがな 氏 名	
住 所 連絡先 ※	〒  電話番号： ファクシミリ： メールアドレス：
緑化に関する 所有資格や 活動経歴等	【所有資格】(造園緑化や自然環境分野に関する資格)  【活動経歴・経験等】
専門分野 (指導分野)	
講習会等(指 導・助言)の 内容  ※対応が可能 なもの、過去の 実施例等をご 記入ください	【テーマ】  【所要時間】  【内容】
指導可能対象	幼児 ・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 一般
出張可能 な地域	県全域 ・ 県東部 ・ 県中部 ・ 県西部

注1) 講習会等において、使用した資料等を添付してください。

注2) ※印の項目は公開しません。

(様式第2号)

「鳥取県みどりの伝道師」登録辞退届

令和 年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

郵便番号

住所

「鳥取県みどりの伝道師」氏名

連絡先電話番号

「鳥取県みどりの伝道師」の登録を辞退します。

(様式第3号)

「鳥取県みどりの伝道師」派遣申込書

令和 年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長 様

郵便番号  
住所  
活動団体等の名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先電話番号

「鳥取県みどりの伝道師」の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

緑化活動等の取組状況 (新たに取り組む場合は予定を明記)	活動等の概要 活動場所 活動場所の面積 約 m <sup>2</sup> 構成員数 人
伝道師の派遣を希望する理由	(現状の問題点、新たに取り組みたいこと等)
派遣希望日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
講習会等の名称	
派遣希望場所 (住所、名称等)	(最寄りのバス停 : ) 電話番号
参加者の区分及び数	講習会への参加予定者数 人 内訳 一般 人 幼児 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 大学生 人 その他学生 人
希望する講習会等の内容(具体的に詳しく記入してください。また、企業緑化活動等である場合はその旨も記載してください。) 【テーマ】  【内容】	
希望する伝道師氏名 第1希望:  第2希望:	(その他、希望事項がある場合は記入してください)

(様式第4号)

第 号  
令和 年 月 日

(派遣申し込み活動団体等) 代表者 様

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長  
( 公 印 省 略 )

「鳥取県みどりの伝道師」派遣決定通知書

貴団体が実施する講習会等へ下記のとおり「鳥取県みどりの伝道師」を派遣します。

記

1 日時

令和 年 月 日 ( ) 時 分～

2 場所

3 派遣する「鳥取県みどりの伝道師」

氏名：

連絡先：

4 留意事項

講習会等を実施した日から14日以内に「鳥取県みどりの伝道師」派遣講習会等実施報告書(様式第7号)をまちづくり課へ提出すること。

(様式第5号)

第 号  
令和 年 月 日

「鳥取県みどりの伝道師」 ○○ ○○ 様

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長  
(公印省略)

「鳥取県みどりの伝道師」の派遣について(依頼)

下記のとおり派遣申し込みがありましたので、講習会等における指導等をお願いします。  
なお、講習会等の7日前までに様式第6号により実施計画書の提出をお願いします。

記

- 1 日時  
令和 年 月 日 ( ) 時 分～
- 2 場所
- 3 講習会等を主催する活動団体等  
団体名：  
代表者：  
連絡先：
- 4 詳細  
別添派遣申込書のとおり

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長 様

郵便番号

住所

「鳥取県みどりの伝道師」氏名

印

連絡先電話番号

「鳥取県みどりの伝道師」実施計画書

以下のとおり「鳥取県みどりの伝道師」活動を行う予定ですので提出します。

記

1 活動計画

※派遣先と協議の上、具体的な講習内容等を記入してください。

2 活動経費

項目	金額	経費詳細
教材費	金 円	※講習会等で使用する予定の教材の内訳（品名、単価、個数、金額、仕入先等）を記入してください。 ※講習会等で使用する予定の教材の見積書を添付してください。 ※教材費は1活動団体当たり1年度内に1回限り認め、受講者一人当たり1千円までかつ総額3万円までに限ります。
旅 費		※旅行の予定経路及び移動手段（自家用車、列車、バス等）を記入してください。 ※自家用車で移動する場合には、自宅から講習会等会場までの最短距離（km）に応じた額を旅費として支払います。

※日当は1回につき17,800円を源泉徴収税額を差し引いて支払います。

※旅費は提出いただいた経路から「職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)」に従い算出した額を源泉徴収税額を差し引いて支払います。

(様式第7号)

「鳥取県みどりの伝道師」派遣講習会等実施報告書

令和 年 月 日

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課長 様

郵便番号  
住所  
活動団体等の名称  
代表者名  
担当者名  
連絡先電話番号

「鳥取県みどりの伝道師」の派遣を受けて講習会等を実施したので、次のとおり報告します。

実施日時	令和 年 月 日 ( ) : ~ :
講習会等の名称	
実施場所 (住所、名称等) ※申込時と変更のない場合は記載不要	(最寄りのバス停 : ) 電話
参加者の 区分及び数	・講習会への参加者数 人 内訳 一般 人 幼児 人 小学生 人 中学生 人 高校生 人 大学生 人 その他学生 人
講習内容	【派遣伝道師名】  【テーマ】  【内容】    【講習会等の感想や効果など】    【伝道師に対する感想や要望など】